

令和 2 年 3 月 31 日

各高齢者施設等 代表者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

令和 2 年度高齢者施設等の多床室の個室化に要する改修費用補助の協議申込みについて
(新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のための緊急追加協議)

日頃は、本市高齢者福祉事業にご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染症拡大防止を推進するため、国（厚生労働省）から高齢者施設等の多床室の個室化に要する改修に必要な経費にかかる補助金の協議の案内がありましたので、協議を希望される場合には、下記のとおり必要書類の提出をお願いします。

記

1 補助対象事業

事業継続が必要な介護施設等において感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費について補助を行います。

2 補助協議単価

1 定員あたり 97.8 万円（整備費が左記を下回る場合はその額となります。）
今後、補助協議単価や内容等に変更が生じる可能性があります。

3 補助対象年度

令和 2 年度

4 提出期限（必着）

令和 2 年 4 月 24 日（金）

※協議の申込みを希望する場合は、まず下記の【お問合せ先】までご一報ください。

- ### 5 対象サービス種別
- 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム（併設の短期入所生活介護含む）、介護老人保健施設、介護医療院認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、軽費老人ホーム（ケアハウス、A 型・B 型）、養護老人ホーム、有料老人ホーム

6 協議にかかる必要書類

- ・協議申出書（別紙参照）
- ・平面図、位置図、写真等（現状及び改修箇所が分かるもの）
- ・見積書（2者以上）

※別途、追加資料を求める場合があります。

7 注意事項

- ・国の内示が得られ、市の予算が成立することが条件となりますので、書類の提出をもって補助が確約されるものではありません。
- ・施工業者の選定等にあたっては、競争入札に付するなど本市の契約手続きに準じた方法で行っていただく必要があります。
- ・令和3年3月末までに工事等が完了することが条件となります。
- ・補助対象となった整備について、耐用年数の満了前に事業所の廃止や移転等がされた場合には、残存年数に応じた補助金の返還が発生する場合があります。
- ・整備にあたっては、建築基準法関係法令、消防法関係法令等を遵守の上、必要に応じ関係部署へのご確認をお願いします。
- ・補助対象とならなかった場合でも提出書類の返却はいたしません。

【お問合せ先（書類提出先）】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係

電話：(052) 972-2539 FAX：(052) 972-4147